

条 例

草津市個人情報保護法施行条例をここに公布する。

令和5年3月27日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第1号

草津市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および財産区をいう。

(費用の負担)

第3条 法第89条第2項に規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報が規定されている文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例(平成24年草津市条例第23号)第1条に規定する草津市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、または変更しようとする場合

(運用状況の公表)

第5条 市長は、毎年度、実施機関における法およびこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法およびこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(草津市個人情報保護条例の廃止)

第2条 草津市個人情報保護条例(平成18年草津市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の草津市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない義務または旧条例第9条第4項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第14条第1項もしくは第2項、第28条第1項もしくは第2項または第36条第1項もしくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に旧条例第42条第1項の規定により審議会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に審議会の委員である者またはこの条例の施行前において審議会の委員であった者に係る旧条例第47条第2項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部もしくは一部を複製し、または加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であつた者
- (2) 第1項第2号に掲げる者
- (3) 第1項第3号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。
- 7 旧条例第9条第3項の委託または管理の業務を行う法人（法人でない団体の代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者であつた者が、その法人または人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 8 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。
- 第4条 付則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、そ

の失効後も、なお従前の例による。

(令和5年3月27日揭示済み)

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第2号

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例
(草津市情報公開条例の一部改正)

第1条 草津市情報公開条例（平成16年草津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第21条」に改め、「第6章 罰則（第38条）」を削る。

第7条第1号中「草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削る。

第22条から第29条までを削り、第30条を第22条とし、第31条から第37条までを8条ずつ繰り上げる。

第6章を削る。

(草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正)

第2条 草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成24年草津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「草津市情報公開条例の規定により」を「情報公開に関する制度の運営および改善に関する事項について、実施機関（草津市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関および草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第1号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）および議会（草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第11号。以下「議会条例」という。）第1条に規定する草津市議会をいう。以下同じ。）に」に改め、同条第3号中

「草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」に改め、同条第4号中「草津市個人情報保護条例の規定により」を「個人情報保護に関する制度の運営および改善に関する事項について、実施機関および議会に」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 草津市個人情報保護法施行条例の規定による諮問に応じて審議すること。

(8) 議会条例の規定による審査請求に関する諮問または個人情報の適正な取扱いの確保に関する諮問に応じて審議すること。

第5条を第12条とし、第4条の次に次の7条を加える。

（審議会の調査権限）

第5条 審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関（草津市情報公開条例第19条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関および議会条例第45条第1項の規定により審議会に諮問をした議会をいう。以下同じ。）に対し、審査請求のあった処分に係る市政情報（草津市情報公開条例第2条第2号に規定する市政情報をいう。以下同じ。）または保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された市政情報の公開または保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、市政情報に記録されている情報または保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認

める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第6条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人を同伴することができる。

（意見書等の提出）

第7条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第8条 審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審議会に提出された意見書もしくは資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

（答申書の送付等）

第9条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（審議手続の非公開）

第10条 審議会の行う第2条第1号、第3号および第8号の規定による諮問のうち審査請求に関する諮問に応じて行う調査審議の手続は、公開しない。

（守秘義務）

第11条 審議会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

本則に次の1条を加える。

（罰則）

第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

（草津市協働のまちづくり条例の一部改正）

第3条 草津市協働のまちづくり条例（平成26年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定

により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定による個人情報の提供」を「草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第1号）第2条第2項の実施機関は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）のまちづくり協議会への提供について」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、「読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

（草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第4条 草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条中「草津市個人情報保護条例（平成11年草津市条例第27号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（草津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に草津市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の委員である者またはこの条例の施行前において審議会の委員であった者に係るこの条例による改正前の草津市情報公開条例（以下「改正前条例」という。）第22条第2項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

2 この条例の施行前に改正前条例第19条第1項の規定による諮問がされた場合における改正前条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する改正前条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

4 第1項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲

役または50万円以下の罰金に処する。

（令和5年3月27日揭示済み）

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第3号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例
草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1草津市緑の基本計画策定委員会の項の次に次のように加える。

ロクハ公園 プール検討 委員会	ロクハ公園プール基本計画の 策定について必要な事項の調 査審議に関する事務	8人以内
-----------------------	---	------

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済み）

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第4号

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「あらかじめ」の右に「第20条第1項各号に定める」を加え、「の意見」を「（以下「委

員会」という。)のうち意見を聴くべき委員会を決定し、当該決定した委員会に意見」に改める。

第20条第1項中「草津市指定管理者選定評価委員会(以下「委員会」という。)」を「次に掲げる委員会」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 草津市文教施設・産業振興施設指定管理者選定評価委員会
- (2) 草津市社会福祉施設指定管理者選定評価委員会
- (3) 草津市基盤施設指定管理者選定評価委員会

第20条第3項各号列記以外の部分中「定数は、」の右に「それぞれ」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第4項中「2年」を「2年以内」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第20条第3項の規定により草津市指定管理者選定評価委員会(以下「委員会」という。)の委員に委嘱されている者は改正後の草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第20条第3項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

3 前項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の条例第20条第4項の規定にかかわらず、令和6年10月31日までとする。

(準備行為)

4 改正後の条例第20条第3項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

(令和5年3月27日揭示済み)

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第5号

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第14項第19号の次に次の1号を加える。

(19)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査

建築物の容積率の特例認定申請手数料 1件につき27,000円

別表第14項第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査

建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 1件につき33,000円

別表第14項第23号の次に次の1号を加える。

(23)の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

建築物の高さの特例許可申請手数料 1件につき160,000円

別表第14項第24号中「法第55条第3項各号」を「法第55条第4項各号」に改め、同項第42号および第44号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項第45号中「建築の」を「新築または一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築認定申請手数料」を「新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同項第46号中「建築の」を「新築または一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、「建築物を建築しようとする場合における」を削り、「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同項第47号中「建築の」を「新築または一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、「建築物を建築しようとする場合における」を削り、「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改める。

別表第42項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

なお、この項において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通

省令第1号)の規定に基づき定められた基準をいう。
別表第42項第1号ア中
「ア 認定を受けようとする建築物が一戸建て住宅の場合 次の表のとおり」を
「ア 認定を受けようとする建築物が一戸建て住宅の場合
(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき」に
改め、同号アの表の次に次の表を加える。

(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	25,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)

別表第42項第1号イ中

「イ 認定を受けようとする建築物が共同住宅または長屋住宅の場合 次の表のとおり」を
「イ 認定を受けようとする建築物が共同住宅または長屋住宅の場合
(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき」に
改め、同号イの表の次に次の表を加える。

(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	61,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)

床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	277,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	464,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	808,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円)

別表第42項第1号ウ(イ)中「(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)」を削る。

別表第47項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

なお、この項において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定に基づき定められた基準をいう。

別表第47項第4号ア中

「ア 法第34条第3項に規定する申請建築物(以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)が一戸建て住宅の場合 次の表のとおり」を
「ア 法第34条第3項に規定する申請建築物(以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)が一戸建て住宅の場合

(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき」に
改め、同号アの表の次に次の表を加える。

(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)

別表第47項第4号イ中

「イ 申請建築物または他の建築物が共同住宅または長屋住宅の場合 次の表のとおり
「イ 申請建築物または他の建築物が共同住宅または長屋住宅の場合
(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき
改め、同号イの表の次に次の表を加える。」に
(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

区分	1件についての手数料の額 (複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	36,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	59,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	152,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	275,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	462,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	807,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円)

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第42項および第47項の改正規定は、公布の日から施行する。

(令和5年3月27日揭示済み)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第6号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(草津市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 草津市立幼稚園条例(昭和30年草津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第8条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第25条」を「第25条第1項」に改める。

(草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年草津市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改め、同項第1号中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改め、同項第2号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同項第3号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第8条中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第1項

第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号および第35条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改める。

第35条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第37条第2項および第39条第2項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

(草津市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第3条 草津市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年草津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第8条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第9条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(草津市保育所設置条例の一部改正)

第4条 草津市保育所設置条例(昭和46年草津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「同法第19条第1項第2号」を「同法第19条第2号」に改める。

第6条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正)

第5条 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(昭和42年草津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

(草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年草津市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(草津市立発達支援センター条例の一部改正)

第7条 草津市立発達支援センター条例(平成18年草津市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月27日揭示済み)